

事前申込制

「給与支払者向け定額減税説明会」のご案内

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行っていただくこととなります。

税務署においては、給与支払者の皆様がスムーズに定額減税事務を行っていただけるよう、説明会（事前申込制・無料）を開催していますので、是非ご参加ください。

説明会開催日程

～説明会の内容（予定）～

制度の概要に関するDVD上映・職員による補足説明・質疑応答

（令和6年3月1日現在）

| 開催日 | 開催時間 | 定員 | 開催場所 | 駐車場 |
|--------------|----------------------|-----|---------------------------------|---------------------------------|
| 令和6年4月26日(金) | 10:00～11:00 (60分) | 25名 | 岩国税務署 3階大会議室 (岩国市麻里布町七丁目9-7) | 駐車場に限りがありますので、極力公共交通機関をご利用ください。 |
| | 13:30～14:30 (60分) | 25名 | | |
| 令和6年5月14日(火) | 10:00～11:00 (60分) | 25名 | | |
| | 13:30～14:30 (60分) | 25名 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 説明会に参加を希望される方は、LINEによる事前申込をお願いします（申込方法は裏面をご覧ください）。

※ 今回の説明会は給与支払者向けの内容となっております。給与所得以外の定額減税に関するご質問には対応できない場合があります。

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

全国一律の料金でご利用いただけます。

※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接申込をお願いします。

定額減税の制度の詳細等は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。



説明会に関するお問合せ先

〒740-8611

岩国市麻里布町七丁目9番37号

岩国税務署 法人課税第1部門

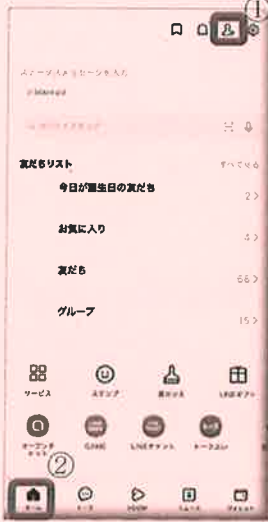
電話0827-22-0977（ダイヤル）

YouTube 国税庁動画チャンネルでは、説明会の際に上映するDVDと同様の内容の動画を3月中旬頃から無料で公開予定です。

（令和6年3月）

LINEによる事前申込のしかた

1 LINEのホーム画面から「友だち追加」ボタンをタップします。



2 「QRコード」をタップします。



3 カメラが起動しますので以下のQRコードをスキャンします。



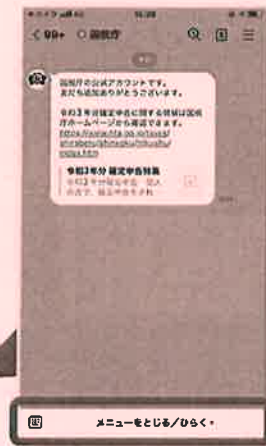
(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 画面表示が実際と若干異なる可能性があります。

4 国税庁のラインアカウントが表示されますので、「友だち追加」をタップします。



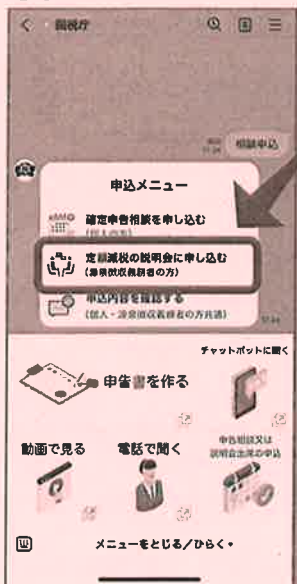
5 トーク画面が表示されますので、「メニューをとじる/ひらく」をタップします。



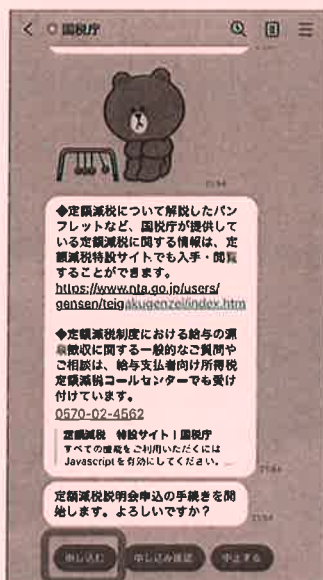
6 メニューが表示されますので、「申告相談又は説明会出席の申込」をタップします。



7 申込メニューから、「定額減税の説明会に申し込む(専業主婦の方)」をタップします。



8 「申し込む」をタップします。



9 以降、「都道府県」→「税務署」→「会場」の順に選択していただき、参加が可能な会場をお申込みください。

申し込みが完了すると以下のトークが表示されます。

説明会の当日は、受付において、申込完了画面を確認させていただく場合がありますので、申し込みで使用したスマートフォン等(又はトーク画面を紙出力したものも可)をお持ちください。

